

GLOBE

グローブ 2019 冬

96



(公財) 世界人権問題研究センター

「島原」



日本の遊廓は、1589年、豊臣秀吉によって京都二条柳町につくられたのが始まりといわれます。遊廓は、江戸時代に二条柳町から六条付近に、さらに現在の島原に移転しました。街中から辺鄙な場所への移転は、「悪所」といわれたからです。「大門」がつくられ、唯一の出入り口となりました。遊廓に売られた女性には、自分の「代金」のほか、衣裳代、食事代などの名目で借金が加算され、簡単に遊廓から抜け出すことはできませんでした。

1872年、明治政府は「娼妓解放令」を出しますが、買売春自体は禁止されず、政府が認める事実上の公娼制度として存続します。1956年、「売春防止法」によって公娼制度はなくなりましたが、性産業を管理する「風俗営業法」があり、現在もなお、買売春の問題は性を売らざるを得ない女性の人権問題として考えなければならぬ問題です。

GLOBE

GLOBE No. 96 2019 winter 目次

連載	新しい人権問題への対応(その十二)……大谷 實	2
外部寄稿	「聞こえの共生社会」の実現を目指して……青木賀代子	4
連載	世界の人権はいま ―普遍的定期審査の現場から―(その八)……坂元 茂樹	6
プロジェクトチーム一	ビッグデータ・AI時代における 差別と公平性……成原 慧	8
プロジェクトチーム二	「今村家文書」の研究と、 地域の歴史遺産継承の課題……秋元 せき	10
プロジェクトチーム三	『子どもの貧困／不利／困難を 考える Ⅲ―施策に向けた総合的 アプローチ』を書き上げて……埋橋 孝文	12
プロジェクトチーム四	障害児の出生に人々は どう向き合ってきたのか……伏見 裕子	14
プロジェクトチーム五	「日本人」が気づかない、職場や 学校の人種・民族ハラスメント……内田 晴子	16
プロジェクトチーム六	女性活躍と社会保険……藤木美能里	18
人権の窓	男女共同参画の新しい幕開けに向けて……稲葉 カヨ	20
事業案内	2018年度 人権大学講座……	22
事業案内	人権図書室のご案内……	23
事業案内	ボランティア人権ガイドのご案内……	24

GLOBE (グローブ) ラテン語の「球」の意からきた言葉で地球、天体のことです。
 ■表紙のテーマ「表現することで私になれる」…『スノーマン』
 ■作品は「天才アート」<(特定非営利法人) 障害者芸術推進研究機構提供> 作品は土屋彰男 2016年制作

新しい人権課題への対応(その十二)



研究センター理事長
前学校法人同志社総長

大谷 實

前回は、オウム死刑囚に関連して、作家の村上春樹氏と著述家の河野義之氏のコメントを紹介したのですが、今回は、両氏のお考えを手掛かりに、人権問題としての死刑について述べることにします。

村上氏の考え方は、一言で言えば、「普段は死刑に反対しているけれども、具体的な案件については、犯情によって死刑に賛成せざるを得ない」というものです。私の知る限り、多くの有識者は、制度としては死刑に反対だけでも、個々の極悪非道のケースについては、死刑に賛成される方が多いようです。

一方、直近の内閣府による世論調査では、「死刑を廃止すべきである」とした者(死刑廃止論者)が九・七パーセントであったのに対し、「死刑もやむを得ない」と回答した者(死刑存置論者)八〇・三パーセントだったとされています。私の印象ですと、死刑廃止論者のほとんどは、死刑制度には反対だけでも、具体的な事件については死刑存置論者になってしまいうようで、村上氏のコメントはその好例と考えて紹介した次第です。これに対して河野氏の見解は、松本サリン事件でご本人やご家族が酷い目に遭わされたのに、誤判の可能性を理由に死刑廃止を唱えておられるのですから、文字通り筋金入りの死刑廃止論者と言ってよいかと思います。

死刑制度を廃止すべきかどうかといった議論は、既に明治時代から展開されてきました。存置論の主な根拠は、①凶悪な犯罪に対しては死刑をもつて臨むことが社会一般の正義感や応報感情に合致する、②被害者の遺族の感情を考慮すべきである、③死刑には犯罪を抑止する特別な威嚇力があり、凶悪な犯罪から社会を守るためには、その威嚇力に期待しなければならぬ、④凶悪な犯罪者は社会から完全に隔離する必要がある、

以上の四点にまとめることができます。

これに対し廃止論からは、①死刑それ自体が憲法第三六条の禁止する「残虐な刑罰」に当たる、②死刑は国家による殺人であり、それを認めることは生命の軽視につながる、③被害者に対する損害賠償の機会を奪ってしまう、そして、④何よりも裁判には常に誤判の可能性があり、死刑が執行されてしまうと取り返しがつかないことになるといった理由をあげることができません。

死刑存廃論は、いろんな形で展開されて参りましたが、法律専門家は、**a** 死刑には懲役や禁錮といった刑罰に比べて特別の威嚇力、犯罪抑止力があるか、**b** 国民の法感情をどこまで考慮すべきか、**c** 誤判の可能性をどう考えるか、これら三点を中心に展開されてきたように思います。

まず、死刑のもつ特別な威嚇力については、これまでの内外の研究からは、どちらとも言い難いというのが現状です。次に、国民の法感情をどこまで考慮するかですが、死刑に関する世論調査は何度も試みられているけれども、アンケート調査方法の適否はともかく

として、その結果を死刑の在り方に反映させることは適当でないとするのが大方の意見です。問題は誤判の可能性ではありますが、この問題を死刑廃止の最大の根拠とするのが専門家の一般的な見解です。河野氏も誤判の可能性を死刑廃止の最大の根拠とされていることは疑いありません。死刑廃止論の主唱者である故岡藤博士も、同様でした。

たしかに、無実の者が死刑として処刑されたとすれば、それ以上の人権侵害はありません。その意味で、一九八〇年代に死刑が確定していた四つの事件について、相次いで再審無罪判決が出たことよって、誤判の虞が現実味を帯びていることは疑いありません。しかし、死刑の本質的問題は、フランスの作家・ビクトル・ユーゴーの言うように、「死刑廃止は純粹で、単純で、断定的なものでなければならぬ」のでありまして、私は、人の命を国家が奪つてよいか、特に文明化された現代において、憲法三六条の「残虐な刑罰」の禁止、憲法一三条の幸福追求権の観点から、改めて、憲法問題として死刑廃止を本格的に展開すべき時期に來ていると考えています。

「聞こえの共生社会」の 実現を目指して

京都府健康福祉部副部長

青木賀代子

京都府では、全ての府民が、聞こえの障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら支え合う「聞こえの共生社会」の実現を目指して、「言語としての手話の普及を進めるとともに聞こえに障害のある人となない人とが支え合う社会づくり条例」を平成三〇年三月に制定しました。

【条例制定の経緯】

手話は、聞こえない人が知識を蓄え、文化を創造するため、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する方法を独自に発展させてきた言語です。

明治一一年に、日本で初めてのろう学校「京都盲啞院」

が京都で創設され、ここでのろう教育で、手話は互いの意思や感情を伝え合うためのことばとして成立し、聞こえない人の共同体が形成されました。その後、海外から口話法（聴覚障害者に対して音声言語に基づいて言語を教える方法で、話し手の口の動きを読み取ったり、発語の訓練を行う）が伝えられ、教育の場で手話が使われなくなつてからも、手話は聞こえない人達の間で守られてきました。

また、聞こえない人の暮らしの困難さに心を寄せた聞こえる人が手話を学び、聞こえない人たちの問題は、自分たちにも共通した問題だと考えたことをきっかけに、昭和三八年に全国初の手話サークル「みみずく」が京都で設立され、その後全国に広がっていきました。

このような背景のもと、京都ろうあセンター、全国初のろう重複障害者施設「いこいの村」、全国手話研修センターの設置に代表されるように、京都府では聴覚障害者福祉の分野で常に全国に先駆けた取組が行われてきました。

「障害者権利条約」や「障害者基本法」には、言語に手話を含むことが明記され、また、その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるべきことが謳われています。

しかしながら、手話が言語であることの認識や関心は低く、手話を言語として保障する環境もまだ十分とは言えません。また、要約筆記や触手話、筆談等のコミュニケーション手段について社会の理解が進んでいないことから、聞こえに障害のある人が地域で暮らす上で困難や不便が生じている実態もあります。

こうしたことから、この条例に基づき、共生社会の実現を進めるための取組を進めていくこととしています。

【条例の概要】

この条例では、ふたつの目的を掲げています。

ひとつめは「言語としての手話の普及」です。手話は独自の体系を持つ言語であり、ろう者の文化的所産であるとの認識の下に普及すべきことを規定しています。

ふたつめは「聴覚障害の特性に応じたコミュニケーション手段を選択する機会の確保」です。「障害者差別解消法」や「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」では、障害のある人に対する不当な取扱いや合理的配慮の提供が規定されています。

この二つのことを通じて、手話やその他のコミュニケーション手段を身につけ、使いやすい環境をつくつ

ていくことを目指しています。

【今後の課題と取組】

今後の課題は、この条例の周知・啓発活動です。

たとえ補聴器をつけて職場や学校に行っても、皆が一斉に話し出すと会話の内容を聞き取ることはできなくなってしまう。情報保障やツールの普及は重要ですが、府民一人ひとりが聴覚に障害のある人への理解を深めていかなければ、聞こえの共生社会は実現しません。

このため京都府では、聴覚障害についての理解が深まるよう、手話の有資格者でなくても、聞こえに障害のある人の障害特性や日々の困り感を理解することで、様々な配慮を行える府民が増えていくことを目指して「聞こえのサポーター」を養成する講座を開講しています（問い合わせ（福）京都聴覚言語障害者福祉協会／TEL〇七五―八四一―八三三六）。

聞こえの共生社会は、条例の制定によって直ちに実現されるものではなく、継続的な取組が不可欠です。手話通訳者等の人材育成のほか、手話習得やコミュニケーション手段の学習機会の提供など、聞こえに障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくりを推進していくため、今後とも、条例の理解促進を図っていき

世界の人権はいま

― 普遍的定期審査の現場から ― (その八)



研究センター所長
同志社大学法学部教授

坂元 茂樹

北朝鮮の第二回の普遍的定期審査（UPR）は、二〇一四年五月一日に行われました。コートジボワール、アラブ首長国連邦及び英国がトロイカ（報告団）を構成しました。審査にあたって、ベルギー、チェコ、ドイツ、ノルウェー、スロベニア、スウェーデン、リヒテンシュタイン、ポルトガル、スペイン、英国及び米国の一カ国が事前質問を行いました。

北朝鮮が提出した国家報告書では、相変わらず、人権は各主権国家によって保障されており、したがって人権とは国家主権を意味するとし、人権は国内問題であるとの従来の主張が繰り返されました。人権問題を口実とす

る体制の変革は人権の違反を構成するとの論理です。

報告書の中ではいくつかの人権状況の改善について報告されました。まず、条約については、テロ資金規制条約の批准及び障害者権利条約への署名と批准の準備が、国内法については、刑法改正による刑罰の軽減、刑事訴訟法改正による取調べの可視化、通信法や電子認証法、コンピューターネットワーク管理法の制定、女性の権利の保護及び促進に関する法の制定、司法面では地方人民裁判所に代えて各行政区に人民裁判所を設置、さらに義務教育の一年から一二年への延長が報告されました。

第二回のUPRで、北朝鮮は、外国の圧力と軍事的脅威が経済発展と国民の生活水準の向上を阻害しているとしながらも、UPR自体を否定することなく、北朝鮮における真の人権状況を理解するよい機会だと述べました。他方で、北朝鮮が採用している先軍政治は国家主権を守り、戦争の勃発を防止し、経済発展を可能にしてきたと強調しました。また、憲法上も慣行においても平等は保障されているとし、国民を「核心階層」、「動揺階層」、「敵対階層」に分けた身分制度ともいえるべきいわゆる出

身成分の存在を否定しました。さらに、拉致問題を含む北朝鮮における人権侵害を調査するために、二〇一三年三月に国連人権理事会における決議で設置された国連調査委員会（COI）に対し、同委員会は人権以外の政治的動機に基づいているとして非難しました。

国連調査委員会（COI）は、オーストラリア連邦最高裁判所元判事のマイケル・カービー氏を委員長に、インドネシアの元検事総長で、前北朝鮮人権状況特別報告者のマルズキ・ダルスマン氏及びセルビア・ヘルシンキ人権委員会（NGO）代表のソーニャ・ピセルコ氏の三名で構成されました。同委員会は、二〇一三年に調査のために来日し、北朝鮮のUPR審査が行われる直前の二〇一四年三月の第二回国連人権理事会に最終報告書を提出しました。同最終報告書では、北朝鮮における人権侵害は「人道に対する犯罪」に相当しうるとし、北朝鮮に具体的な取組を勧告するとともに、国連や国際社会にさらなる行動を求めました。拉致問題についても、拉致及び拉致被害者の置かれた状況を、現在も進行している人道に対する犯罪とし、北朝鮮に対し、拉致被害者に

関する情報提供と被害者本人及びその子孫を帰国させるように勧告しました。その意味では、われわれ日本にとつては北朝鮮に応じてほしい内容の勧告であり、先に示した北朝鮮の態度は残念なものでした。

北朝鮮は、第一回のUPRで行われた一六七の勧告についても否定的態度を示しました。北朝鮮は、一六七の勧告の内、五〇の勧告は事実を酷く歪めて北朝鮮を侮辱するものとして拒否するとし、残りを慎重に検討した結果、八一の勧告を受け入れ、六の勧告を部分的に受け入れ、一五の勧告については現状では受け入れたいが将来的に検討するとして留保し、一五を拒否しました。第一回のUPRで各国が示した「制度的で広範かつ重大な人権侵害」という懸念は馬鹿げた作り話に過ぎないとし、日本人の拉致問題については、平壤宣言を誠実に遵守した真摯な努力の結果、完全に解決したと述べました。日本を含め多くの国が懸念する北朝鮮の人権状況について真摯に省みる姿勢は残念ながら示されませんでした。第二回のUPRでは八五カ国が発言しましたが、その内容については次号に紹介します。

ビッグデータ・AI時代における 差別と公平性



研究センター研究員
九州大学法学研究准教授

成原 慧

一. ビッグデータ・AI時代の到来

最近では、インターネットなどを通じて社会生活のさまざまな領域においてデータが収集されることにより、「ビッグデータ」と呼ばれる膨大なデータが集積されるようになってきている。また、ビッグデータに基づいて、人工知能（AI）が学習し、分析を行うことにより、人々の社会生活に大きなインパクトを及ぼすようになっていく。このようなビッグデータに基づくAIの発展は、消費者の利便性の向上や企業の業務効率の改善など多大な便益が期待されている一方で、個人の人権を侵害するなどのリスクも懸念されている。

二. データ・AIによる差別のリスク

AIは、学習などにより自らの出力やプログラムを変化させる性質を有している。それゆえ、AIは自らの機能を継続的に向上させていくことができる。反面で、このような性質により、AIは、開発者が予見し制御することが不可能ないし困難なリスクを生み出すおそれがある。例えば、マイクロソフトの開発したAIを用いた会話ボットであるTayは、Twitterでのユーザーらとの会話から学習することにより、ヒトラーを礼賛したり、ヘイトスピーチを発するようになってしまい、緊急停止された。

Tay事件も示唆しているように、AIは、開発者の意図にかかわらず、学習したデータの偏りなどを受けて、差別的な判断を行ってしまうおそれがある。例えば、AIを用いた人事・採用の判断、融資の審査、量刑判断などにおいても、データの偏りなどにより、マイノリティに不利な判断が行われるおそれがある。

三. データ・AIの公平性の確保

AIの判断の公平性を確保する上では、AIの学習・分析に用いられるデータの代表性を確保することが重要になる。すなわち、データセットの中に、さまざまなコ

コミュニティのデータが適切に代表されていることが求められる（山本龍彦（編）『AIと憲法』（日本経済新聞出版社、二〇一八年）三四一―三六、四四―四五頁等参照）。例えば、顔画像を認識するAIを開発する際に、白人の顔画像のデータのみをサンプルに学習させると、黒人やアジア人の顔を正確に認識できなくなるおそれがある。また、現実の社会を適切に代表するデータであっても、現実の社会自体に「バイアス」（例えば、科学者や医師に占める女性の割合が少ない）がある場合には、それを反映してAIが差別的な判断（「女性は科学者や医師に向いていない」）を行ってしまうおそれがある。

最近では、AI・ロボットに関し国際的にルール形成に向けた議論が進められるようになってきているが、以上のような問題を念頭に、日米欧の代表的なAI・ロボット関係の原則・指針においてもAIの判断の公平性の確保ないし差別の防止を求めるものが多くなっている（総務省AIネットワーク社会推進会議「AI活用原則案」（二〇一八年）¹、International Conference of Data Protection and Privacy Commissioners: Declaration on Ethics and Data Protection in Artificial Intelligence(2018)等参照）。また、AIによる公平な判断を実現するための技術的な仕組みも研究開発されるようになってきている。

しかし、データ・AIの利用において尊重されるべき公平性という価値の中身は必ずしも明確に定まっているわけではない。何が公平な判断なのかについては、唯一の正解はなく、多角的な観点から議論を行い、コンセンサスを模索していくことが求められる。また、データ・AIの公平性は一律に求められるべきものではなく、利用主体や利用方法によって、公平性の確保ないし配慮のあり方が変わってくる可能性がある。例えば、国・自治体の機関に対しては憲法一四条の平等原則が直接適用されるため、国・自治体の機関がAIを利用して個人の権利利益等に関わる判断を行う場合には、差別の防止や公平性の確保に常に十分留意することが求められるよう。一方、企業をはじめとする私人がAIを利用して個人の権利利益等に関わる判断を行う場合には、憲法の平等原則は直接適用されないものの、民法の一般条項、労働法や各種の業法等の規制により、一定の場面では、差別の防止や公平性の確保に配慮することが求められることになるだろう。

ビッグデータ・AIの発展は、平等とは何か、公平性をいかに確保するのか、差別をいかに防ぐのかという、古くて新しい難題を我々に改めて突きつけているのである。

「今村家文書」の研究と、 地域の歴史遺産継承の課題



研究センター研究員
京都市歴史資料館歴史調査員

秋元 せき

京都市東山区の本町通（伏見街道）に所在する、今村家には、戦国期から近代に至る古文書が伝来し、同家の古文書は現在、京都市歴史資料館に保管されている。

今村家は、江戸時代に大仏柳原庄（鴨川を挟む五条通から九条通まで）の庄屋をつとめた旧家で、同家の建物には、近世中期の形態を伝える町家として注目される。

今村家文書には、三好長慶や松永久秀と関係があった今村慶満に関わる文書や、江戸時代に柳原庄の庄屋をつとめた今村忠右衛門の関係文書が含まれる。文書は「柳原本郷」や「銭座跡村」などの焼き印が押された木箱に保管され、その中には、現在の崇仁地区を構成する地域

の古文書や絵図類も大切に保管されていた。

今村忠右衛門は、本町十丁目という町に居住しながら、妙法院領の柳原庄（村）の庄屋をつとめたことから、同家の文書は、現在の東山区一橋学区と下京区崇仁学区の歴史を知る上で重要な資料を提供している。

同家の古文書は門外不出とされてきたが、一九九八年から有志による今村家文書研究会が組織された。研究会では、被差別部落に関わる古文書の取り扱いをどのように考え、共有していくのが議論され、また、古文書の整理・撮影、目録作成・翻刻、内容の研究が進められた。

この成果は、二〇一五年十二月、『今村家文書史料集』上下巻（思文閣出版）として刊行された。同書には古文書の翻刻と合わせて、附録のCDに絵図類が収録されている。これにより、安永四年（一七七五）の「大仏柳原庄田畑際目之図」と題する、大仏柳原庄の全域を詳細に記した絵図をはじめ、江戸時代後期の加茂川筋普請に関する絵図、明治初年の下京三十一番組の絵図、銭座跡村・六条村の絵図等、これまで未解明であった地域の実像を伝える重要な資料が利用できるようになった。

この刊行後、筆者らは、今村家文書及び今村家住宅の普及啓発の取り組みとして、鴨川・高瀬川地域の歴史遺産継承活用委員会を組織し、文化庁助成（平成二十八年

度文化遺産を活かした地域活性化事業、平成二十九年年度文化遺産総合活用推進事業）を得て、連続歴史講座*や特別展「鴨川・高瀬川流域の人と暮らし―今村家文書の世界―」を開催させていただいた。

また、京都市歴史資料館の二〇一八年度特別展「京都をよみがえらせた名望家たち」（二〇一八年十一月二日～二〇一九年二月五日）では、明治時代に市行政の中樞を担った京都市参事会と、そのもとで展開された琵琶湖疏水事業や平安遷都千百年記念祭・第四回内国勸業博覧会に関する資料を展示した。名誉職参事会員をつとめた名望家下間庄右衛門の写真は、今村家の協力を得て展示させていただくことができた。

下間庄右衛門は、明治時代の京都市政における重要人物であり、京都府会議員をつとめたことから、『京都府議会歴代議員録』にも経歴が紹介されている。庄右衛門は、今村忠次の子として生まれ、下間家の養子となり、下京区土手町正面の紺屋町に居住した。

今村家文書の研究の過程では、様々な発見があったが、この今村忠次という人が、今村忠右衛門と同一人物であり、相続や役職との関係で名前が変わっていくが、下間庄右衛門の父であったことは、今村家のご当主からお話を聞く中で初めて気づかされたことであった。

かつて筆者は、下間家に資料調査を依頼したことがあったが、同家の御当主は既に御病気で調査は叶わず、程無くして御当主の訃報に接した。同家の建物もその後解体されたことは、今も惜しまれる。

下間庄右衛門は、一八九一年から一八九八年まで、京都市名誉職参事会員に任じられ、初代京都市長となった内貴甚三郎からの信望も厚く、市制特例廃止後の一八九八年十月から京都市水利事務所に就任した。

このような視点から、資料を見直すと、忠右衛門家の長男の今村勇次郎は、京都市水利事務所に書記として奉職しており、京都市参事会文書（京都市指定文化財）の「市参事会議決書」（明治四二年四月三日）には、「可葉庫主任」として登場する。

失われつつある「柳原」という地域の記憶や、戦前の京都における町自治と農村との関係など、興味はつきないが、今年度から始まる、本研究プロジェクトによる、さらなる研究の進展を期待したい。

*連続歴史講座の詳細は、『連続歴史講座「東山区今村家の歴史遺産」の記録』（二〇一七年三月）、『京都市歴史資料館紀要』二十八号（二〇一八年六月）を参照されたい。

『子どもの貧困／不利／困難を 考える Ⅲ―施策に向けた 総合的アプローチ』を書き上げて



研究センター研究員
同志社大学社会学部教授
放送大学客員教授

埋橋 孝文

この度、標題の書籍の原稿を出版社に提出した。埋橋孝文・矢野裕俊・田中聡子・三宅洋一の共編で、二〇一九年春に刊行予定である。ⅠとⅡについては二〇一五年に刊行しているが、いずれも科研プロジェクトの成果である(注一)。

以下、同書の概要を簡単に示したい。まずⅠ、Ⅱから持ち越された課題について述べれば以下のとおりである。

前著から持ち越された課題

第一は、Ⅰ、Ⅱでは「自己肯定感が「貧困に負けない力」の基礎にあるものとして捉えたが、それは実証的に支持されるのか、あるいは、自己肯定感の大小を決めるのは何か、自己肯定感を高めるにはどのようなにすればいいのか、という問題が残された。

第二は、「貧困に負けない力」という概念を措定し、それをレジリエンスの一つとしてとらえ、この「貧困に

負けない力」を教育的および福祉的働きかけの対象と目的と設定したのであるが、次には、それぞれの「力」を具体的にどのようにして育んでいくべきかを明らかにする必要がある。

第三は、「親の貧困」と「子どもの貧困」との関係を明確にするという課題である。両者の貧困の特性と違いや関係を明らかにすることが、政策的な対策を考えるためには必要不可欠である。

今回の本が明らかにしたこと

上のうち第一の課題については、京都市教育委員会事務局の協力を得て「京都市子ども調査」を実施し(二〇一七年二月実施)、多変量解析の手法を用いて「自己肯定感」の規定要因を探った(注二)。

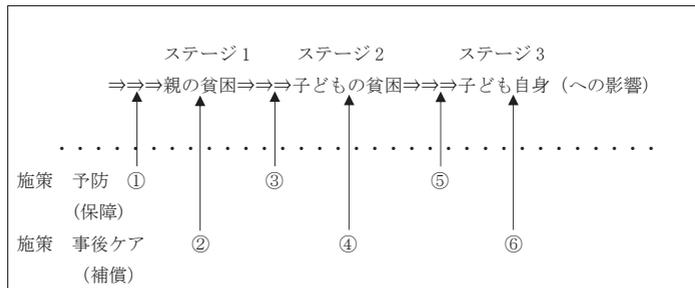
第二の課題については、レジリエンス概念を検討し、子ども時代を振り返る回顧的インタビュー調査で、どういう場合に自己肯定感を回復し、「貧困に負けない力」を結果的に身に着けることができたかを検討した。現在子どもは貧困が大きな注目を集めても、福祉や教育の現場でどのように対応すべきかをめぐってあまり多くの知見の蓄積はみられないのが現状である。ただし、そうはいっても日々の実践の中で積み重ねられた貴重な知見があるはずである。インタビューを通して、「貧困に負けない力」を奮い起こしたような、「埋もれた、このままでは忘れ去られかねない貴重な実践事例」を掘り起こしていった。

第三の課題については、そうした問題を今回のプロジェクトでより詳しく検討する中で、子どもの貧困に迫る総合的アプローチを構想することができるようになった。

以下では、この第三の課題に関連した「子どもの貧困への総合的アプローチ」の考え方を示したい。

- ① 防貧的社會政策（最低賃金制度、税・社會保障給付を施した低所得者支援、雇用機会の提供、生活困窮者自立支援法）（ひとり親家庭の場合の）養育費支払い救済的社會政策（生活保護）
- ② 児童手当、児童扶養手当、（児童養護施設への入所・里親委託）
- ③ 就学援助費、生活保護の教育扶助
- ④ 福祉・教育プログラムー 予防・事前ケア 排除・剥奪されている機会や資源・サービスの補填（中三学習会）「子ども食堂」「妊娠、出産および子育て支援」「保育サービス」福祉・教育プログラムー 事後ケア
- ⑤
- ⑥

上のうち奇数番号（①、③、⑤）は原因と経路に働きかける措置↓予防的政策、偶数番号（②、④、⑥）は結果に働きかける措置↓事後的政策（出所）筆者作成



図－1 子どもの貧困の経路・ステージと対応する施策

私たちは、子どもの貧困は親の貧困と区別されるべきであるという認識に立っている。そうしかけて初めて福祉・教育の分野での子ども自身への働きかけが可能になる。あるいは、子どもへの対応をめぐって、親と子どもとの貧困を区別せずに「子どもの貧困は親の貧困である」と断定した場合に、視野に入ってくるのは図1の①、②であるが、区別すると③、④、⑤、⑥も視野に入ってくる。福祉的および教育的働きかけにとつてこうした③、④、⑤、⑥は欠くことのできない重要なとりくみ領域であることは言うまでもない。

ただし、その一方で子どもへの貧困の直接的な原因は「親の貧困」にあるのも厳然たる事実である。それゆえに、子どもへの働きかけだけで子どもの貧困を予防できる、もしくは、根本的な解決に至るわけではない。図1は子どもへの働きかけだけで子どもへの貧困が解決するわけではなく、根本的な解決のためには親の貧困への働きかけが必要であることをも示している。まさしく「総合的アプローチ」が必要な所以である。

注

- (一) I、IIは科学研究費補助金 基盤研究(B)「貧困に対する子どものコンピテンシーをはぐくむ福祉・教育プログラム開発」(課題番号・二二三三三〇一八六、研究代表者：埋橋孝文、二〇一一年二〇一三年度)であり、今回のIIIは科学研究費補助金 基盤研究(C)「自己肯定感に注目した子どもの「貧困に抗う力」育成のためのサポートシステムの構築」(課題番号・一五K〇三九八一研究代表者：埋橋孝文、二〇一五年二〇一七年度)である。
- (二) 郭芳・田中弘美・任セア・史邁「子どもの自己肯定感に及ぼす影響要因に関する実証研究」(京都子ども調査をもとに)『評論・社会科学』(同志社大学社会学会)第一二六号、二〇一八年九月

障害児の出生に人々は どう向き合ってきたのか



研究センター研究員
大阪府立大学工業高等学校専門学校講師

伏見 裕子

「今の妊婦は、出産前からいろいろな悩むことがあって大変だ」と言われることがあります。特に、妊婦の血液から胎児の染色体疾患の可能性を調べる新型出生前診断の広がりなどを背景に、「検査を受けるか受けないか」や「検査で胎児に疾患が見つかったらどうするか」といった悩みを抱え、混乱している妊婦やカップルは少なくありません。とはいえ、具体的な状況を思い浮かべながら悩むことができるというのは、それだけ胎児についての情報が多くなったということでもあります。

しかし、出産前に胎児の状態を調べることができるような装置や技術が発達していなかった時代には、出産す

るその日まで、ほとんど何もわかりませんでした。胎児の状態について、いくら不安に思っても、それについて知るすべはなかったのです。出産時に初めて胎児の障害や疾病がわかったとき、そこに立ち会った人々はどうか対応したのでしょうか。

最近、私は、一九二〇年代後半から一九六〇年代の医療雑誌や婦人雑誌の分析を通じて、こうした問題について考えています。この時期は、出産が近代医療と徐々に結びついていった時代です。すると、次のようなことが見えてきました。

雑誌記事によれば、胎児の「異常」は分娩介助中に初めて気づかれることになるため、まず発見されるのは、介助者が見たり触ったりして直接確認できるような「外表情形」でした。

一九六〇年代に入るまで、出産場所は自宅などが大半を占めていて、自宅出産を取り扱う産婆・助産婦（現在の助産師）や「田舎の開業医」は、産婦やその姑、隣近所に対して「奇形」を隠すことに心を砕いていました。こうした行為は、出産した女性に対する配慮であると同時に、女性が婚家ないし隣近所から疎外されることを防ぐためでもありました。助産婦らにとって最も重

要だったのは、事後に禍根を残さないように物事を処理することだったといえるでしょう。

それに対して、大学や病院で勤務する産科医たちは、常に新しい事例を発表して業績を積む立場でした。彼らにとって「奇形児」は治療対象ではなく、「稀有」で「怪奇」な症例や標本として医療雑誌上に晒すばかりで、在胎中もしくは娩出後間もなく亡くなったケースがほとんどでした。同時期に分娩介助にあたった医療従事者といっても、立场上、期待される役割や必要性によって、「奇形児」への対応は大きく異なっていたのです。

そしてこの違いは、「奇形児」を産む側の問題とも関わります。生活圏の内部においては、産婦の身元が明確にわかるため、周囲に「奇形児」の出生を知らせるか否かは産婦の生きやすさ／生きづらさに直結する問題でした。一方、医療雑誌上で「奇形児」の姿が晒されたとしても、産婦自身の身元が明かされるわけではありません。「奇形児」への対応が医療従事者の立場によって異なっている、出産した女性と当該児との関係性を秘匿するという点は共通していました。

なお、同時期の婦人雑誌記事において、「奇形児」などの障害児は「不具（ふぐ・かたわ）の子」と表現され

ます。「不具の子」を産んだ母親の経験談によると、やはり医療従事者は「不具」であることを産婦から隠そうとして、産後間もない時期は子どもに触れさせないようにしたようです。また、婦人雑誌に特徴的な話題として「離縁」があり、「カタワの子どもを産んでくれと、頼んだおぼえはない」という夫の発言や、「不具の子」を産んでから帰宅しなくなった夫を恨むことすらできない妻の自責の念が語られていました。

このように、生まれるまで子どもの状態が予測できない時代において、障害児が娩出された現場では、その存在が一人の人間としてただちに受け入れられないケースが多くありました。

しかし、そうした子どもが生き延びた場合には、親だけでなく周囲の価値観が変容し、「親が案じるほどのこともなく、皆様から大層可愛がられ、仲のよいお友達も澤山でき」という経験談も散見します。障害を予測できるか否かにかかわらず、障害児の出生を契機に新たな人間関係を紡いでいける可能性を、私たちは歴史的に経験してきたのです。現代を生きる私たちが、そこから学ぶべきことは多いでしょう。

「日本人」が気づかない、職場や 学校の人種・民族ハラスメント



研究センター専任研究員

内田 晴子

日本に暮らす外国籍の人、出身やルーツは日本ではないが日本国籍を取得した人、父母のどちらかが外国籍の人などが、外見や名前などから人種・民族に絡めて、侮辱的で不愉快な対応や発言を受ける体験について、多くの発信がなされてきました。端的に「差別だ」と分かる露骨なものだけでなく、一見「ささいなこと」で受け流されやすい（しかし当事者のダメージは蓄積する）ものもあります。後者については書籍『ハーフが美人なんて妄想ですから!! 困った「純ジャパ」との闘いの日々』（サンドラ・ヘフェリン著、中公新書ラクレ、二〇二二年）がよく知られているでしょうか。

これらの出来事を「レイシャルハラスメント」としてまとめ、基本的な考え方や背景、多くの事例をわかりやすく解説しているのが、二〇一八年に出版された『レイシャルハラスメントQ&A 職場、学校での人種・民族的嫌がらせを防止する』（金明秀著、解放出版社）（以下『Q&A』）です。「日本人」（その定義の曖昧さは別にして）が主流である社会で、人種・民族的に多様な背景の人も共に暮らし働くことがすでに当たり前になっていく昨今、職場環境、コンプライアンス等の観点から、とりわけ管理部門におられる方には必携の解説書といえます。

やる方は悪いと思っておらず、やられた方は不当な目にあっているのに我慢を強いられ被害を言語化できなかつたものに、「セクシユアルハラスメント（セクハラ）」や「パワーハラスメント（パワハラ）」などがありました。これらの言葉が日本社会に浸透する前と後のことを想起すれば、「レイシャルハラスメント」という言葉で実態に目を向けるその大切さが伝わるでしょうか。今日では「セクシユアルハラスメント」「妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメント」の防止努力義務について法的根拠があり、「パワーハラスメ

ント」についても整備される見通しです。当センターの所在地である京都では、京都市や京都市教育委員会が上記三つのタイプを含む『ハラスメント防止に関する方針』を定めています。

では、具体的にどのような事例が「レイシヤルハラメント」なのでしょうか。レイシヤル (Racial) という言葉は辞書的には「人種」という意味ですが、レイシヤルハラメントというときには、「人種、皮膚の色、祖先、出身地、民族的出自、民族文化、宗教的信条、国籍など多様な人種・民族的要素」(『Q & A』二五頁)を総称しています。日本や米国での調査から、被害パターンが整理されていますので、その中から日本では気づかれにくいものをあげてみましょう。たとえば会議などで意見が異なるときに「外国人だから考え方が違う」という発言は意見の相違をルーツのせいにしていきますし(八〇頁)、「〇〇人だから数学ができるんだね」「〇〇人だから足が速いんだね」なども、本人の知性や能力、努力を人種に結びつけて評価しています。出身国の政治の問題や同国人の行為について、あたかも責任があるかのように追及する(七八―八一頁)ところまでいかなくとも、あたかも代表者のよう

に意見を求めることも起こりがちです。こういった「日常的なコミュニケーションのなかで生じる軽度の差別的な事象とそれによって被る心理的な被害」(三八頁)を説明するため、このような言動は「マイクロアグレッション」とも呼ばれています。

ハラスメント被害を軽視・否定したり被害者を非難したりすることを「二次加害」と呼びます。「それぐらい受け流すのが賢いやり方だ」「騒ぐと嫌われるよ、迷惑だよ」「あなたにも落ち度があったのでは」などです。詳しい話を聞かずに「(あなたは文化が違うから)誤解して悪く受けとったのでは」「(あなたには方言が分からないから)きつく聞こえたのでは」というのも当てはまるでしょう。レイシヤルハラメントの防止についても、社会の共通認識となり、それぞれの場所で制度が整えられていくことが、多文化共生において不可欠なことだと考えます。

その他の参考文献

特定非営利活動法人 多民族共生人権教育センター
『なくそう！職場のレイシヤルハラメント』
(二〇一六年)

女性活躍と社会保険



研究センター研究員
特定社会保険労務士

藤木美能里

雇用型労働が一般的働き方となった戦後の日本社会において、男性が外で働き、女性は家事全般を担う性別役割分担スタイルが定着し、法制度もそれに合わせた形で整備されてきた。

人口減少、超少子高齢化社会を迎えた今、人手不足が深刻化し、出来る限り多くの人に社会に出て活躍してもらうことが重要課題となる。

自らの意志によって職業生活を営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現することを目的として、平成二八年四月に「女性活躍推進法」が全面施行された。

女性活躍の実現のためには、これまでの社会保険制度、税制度、企業の賃金制度等に残る女性就労を抑制すると指摘されている規定を見直し、性別を問わず誰もが自らの意志により活躍出来る社会となるように改正していかなければならない。

今日、全労働者の約四割近くが非正規労働者となり、その非正規労働者の六三・一%（平成二八年労働力調査）を既婚女性が占めている。一因として、雇用保険・健康保険・厚生年金保険に適用除外規定が置かれていることが考えられる。健康保険・厚生年金保険では、パートタイム労働法に規定される通常の労働者（正社員）と比較して、週所定労働時間又は月所定労働日数が四分の三未満である場合は被保険者とならないと規定されており、一方で年収一三〇万円未満（六〇歳未満の場合）であれば健康保険の被扶養者、国民年金第三号被保険者となることで保険料負担を免れることができる。この規定と所得税法上の配偶者控除（平成二九年まで年収一〇三万円以下）から、「一三〇万円の壁・一〇三万円の壁」と呼ばれる状況が生まれた。統計（男女共同参画白書平成二四年版）では、住民税負担も関係しているため、既婚女性は、年収一〇〇万円ぐらいで就労調整していることが見られる。

所得税法は、平成三〇年一月から配偶者控除の範囲を年収一五〇万円まで拡大する改正が行われ、配偶者控除を受ける者（主に夫）の年収に上限が設けられた。健康保険・厚生年金保険では、平成二八年一〇月から、「週二〇時間以上、一年以上の雇用見込み、月額八万八千円以上、学生でない」ことを要件に法人単位で被保険者五〇一人以上の事業所に短時間労働者への適用拡大が行われ、翌年四月から五〇〇人以下の事業所も任意加入出来るように改正された。今後も要件を緩和し、被用者であれば被用者保険を適用する方向で改正される予定である。また、企業の賃金制度の配偶者手当は所得税法の配偶者控除を援用していることで、見直しが求められている。

給付面からは、労災保険・厚生年金保険の遺族給付の要件に、妻のみ年齢要件が課されておらず、就労可能な年齢であっても給付が受けられることで、就労意欲の喪失をもたらしていると考えられる。その他の公的年金給付では、寡婦年金や中高齢の寡婦加算制度があり、諸外国では寡夫にも同様の給付制度があることと比較して見直しが求められる。

育児休業給付、育児短時間勤務制度、育児休業期間中の社会保険料免除制度などの整備が進み、女性の育

児期間については改善が図られたが、これらの制度が性別を問わず利用できるにも関わらず、男性の育児参加は長時間労働も関係して殆ど進んでいない。介護休業については、平成二八年にようやく大きな改正が行われ翌年一月から施行されたが、介護における個別の事情に対応するには法を上回る制度の導入が必要な場合もあり、年間一〇万人近くいるといわれる、介護離職に歯止めがかからない。

昨今のニュースでは、医学部受験で女性に不利な配点がされている問題や四年制大学進学率について女性の方が低い傾向にあるなど、社会に出る前の教育の段階で就職に不利に働く状況もみられ、社会人としてのスタートラインから女性は不利な状況にあり、その後の性別における賃金格差にも繋がっていることが指摘されている。

以上のことから、法や制度を改正し、性別における公平・平等を法制度上実現することは必須事項であり、またそれが社会の中で有効に機能していくためには、人々の意識と深く関わっている。意識改革なしには真の性別における平等は進められず、女性活躍も進まないのではないか。真の女性活躍を進めるためには、人権の視点に立った意識の転換が求められる。

男女共同参画の新しい幕開けに向けて



公益財団法人

京都市男女共同参画推進協会

理事長

稲葉 カヨ

新しい年の訪れとともに、「平成」から代わる新たな時代の幕開けを迎えることとなります。今から二六年前の一九九三年五月、当協会の前身である「財団法人 京都市女性協会」が発足しました。その後、就労状況の変化等、女性を取り巻く環境が、大きく変わる中、「女性協会」の設立趣旨を一層、拡充発展させ、「男女の自立と社会のあらゆる分野の活動への対等な参画を促進」することを目的に、二〇一一年四月、現在の「公益財団法人 京都市男女共同参画推進協会」に移行しました。

当初の設立以来、四半世紀に渡って「京都市男女共同参画センター（ウイングス京都）」の施設運営管理

に直接、携わってくるとともに、男女共同参画社会の推進に向けた様々な事業活動を、「ウイングス京都」を拠点に実施してきました。まさに「ウイングス京都」に関わる多くの皆様とともに、歩んできた協会の歴史であると言っても過言ではありません。

今、社会における男女共同参画社会実現に向けた機運は、一層の高まりを見せつつあり、時代の大きな潮流ともなっています。二〇一五年一二月に閣議決定された「第四次男女共同参画基本計画」では、基本的方針として「男女共同参画を我が国における最重要課題として位置づけ、国際的な評価を得られる社会」を目指すとする一方、二〇一六年一月から始まった国連開発計画での「持続可能な開発計画」の一七項目にも五番目のゴールとして「ジェンダー平等を実現しよう」と謳われています。このように社会的な関心の高まりは、これまでにない盛り上がり見せ、あらゆる分野における女性の参画拡大に向けた「女性活躍推進法」の取組が推進されています。

しかし、世界経済フォーラムが、経済・教育・政治・保健の四分野を指標として公表した「Global Gender Gap Report 二〇一八」において示されている日本のジェンダーギャップ指数は、一四九か国中、一一〇位、

G7で最下位という驚くべき低順位に留まっています。世界的な水準からすれば、日本は、依然として経済や政治への参画に大きな遅れがあり、男女共同参画推進の一層の力強い取組が必要な状況にあると言わざるを得ません。

こうした中、当協会の果たす役割は、ますます重要性を増してきています。これまでも男女共同参画に関する情報発信や講座・研修会の開催、主体的な問題解決をサポートする相談等、京都市における唯一の公的専門機関として、利用者の高い満足を得て信頼のネットワークを拡げてきました。今、改めて協会の使命と役割を認識し、さらに存在感を強め、高めていかねばならないと考えています。今後も、魅力的な事業展開に努め、「真のワークライフバランス推進」や「企業・地域への男女共同参画推進」といった女性の就業継続支援、男性の育児・家事参画など男女共同参画に資する有意義な事業を引き続き積極的に進めてまいります。

特に次の二点について、今後、重点的に取組を強めてまいります。

一つ目は、これからの男女共同参画の担い手となる次世代に焦点を当てた事業の展開です。昨年、大学生との協働によって発行した「ジェンダーハンドブック」

は、幾つものマスコミに取り上げられ、全国から問い合わせを受けるなど、多くの反響を得ました。今後も、「大学のまち京都」の特色と強みを生かして、大学との連携を一層強め、若年層の新鮮な感性を活かした魅力あふれる事業を展開していきます。

二つ目は、「ウイングス京都」とともに「協会」が市民の方々に親しみ愛される存在となるように、地域との繋がりを大切にした活動の展開です。地域の方々と協働して作成した「KYOTOわたしの防災ノート」は、女性の視点ならではの実際の避難所生活も踏まえた内容として好評を得ており、昨今の災害の頻発もあって、地域の集まり等でも活用されています。生活に即し、地域に根差した地道な活動についても、しっかりと進めてまいります。

これからも、私どもの協会は、「行政」「企業」「地域組織・NPO」をはじめとする、幅広い方々との強いパートナーシップをもとに、あらゆる領域で男女が対等な参加を可能にする「男女共同参画社会」の醸成に、熱意をもって取り組み、誰もがいきいきと活躍できる社会の実現に向けて、皆様と一緒に歩んでまいりますので、今後とも、変わらぬ御支援・御協力をお願いいたします。

2018年度 人権大学講座

■ 講座日程表／講座内容

	月日曜	種別	時間	講座名	講師	備考
13	1月21日 (月)	講義	14:00～15:40	精神障害者の法と人権	大谷 實	理事長
		修了式	15:40～15:50	研究センター理事長 大谷 實		

講義会場 ※受付：午後1時30分～



京都府立総合社会福祉会館 ハートピア京都

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町 375 番地

TEL 075-222-1777 / FAX 075-222-1778

- 京都市営地下鉄烏丸線「丸太町」駅下車 5番出口
(地下鉄連絡通路にて連結)
- 京都市バス、京都バス、JRバス
「烏丸丸太町」バス停下車 烏丸通り沿い南へ

受講料 1回 1,000円 ※賛助会員は無料で受講できます。

受講手続き

- 受講日前日までに、「受講申込書」(別紙)に必要な事項を記入し、郵送又はFAXで申込みの上、指定の金融機関口座に受講料を振り込んでください。
- 申込み及び受講料の振り込みが間に合わない場合は、当日、会場での受付も可能です。
(ただし、定員を超過している場合は受講出来ません。)

・ 京都銀行	府庁前支店	普通	853685
・ 三菱UFJ銀行	京都支店	普通	1222396
・ 京都中央信用金庫	本店	普通	1039688

申込先

公益財団法人世界人権問題研究センター

〒604-8221 京都市中京区錦小路通室町西入天神山町 290 番地 1

電話：075-231-2600 FAX：075-231-2750

E-mail jinken@khri.or.jp

HP：http://www.khri.or.jp

「賛助会員」募集中

- ◎ 年会費 個人会員 1万円(学生は5千円) 法人会員 5万円
- ◎ 特典
 - ・ 『グループ』(季刊：年4回発行)『年報』の無償送付
 - ・ 『研究紀要』『人権問題研究叢書』の無償送付
 - ・ 「人権大学講座」の無料受講
 - ・ 人権図書室所蔵の図書貸出サービス
 - ・ 当センター主催の講演会等への優先案内

人権図書室のご案内

人権図書室は、人権に関する資料の収集・整理を目的として資料を幅広く収集し、研究者の方だけでなく京都市民の皆様はもちろん、全国よりどなたでも閲覧ができます。

「国際人権」「同和問題」「定住外国人の人権」「女性と人権」「人権教育」「企業と人権」などに関する資料を収集し、約2万冊弱所蔵しております。

1F 開架は、手に取りやすい書籍を独自の分類とサインの表示で、わかりやすく配備しております。2F 閉架では、専門的な資料を所蔵し、一般公開はしていませんがご希望の資料をご提供できるよう担当者がお手伝いさせていただきます。

資料は当研究センターのホームページ <http://www.khri.or.jp/> より【図書データベース】
【蔵書検索システム】から検索できるほか、国立情報学研究所が提供する総合目録情報データベース (CiNii Books) <http://ci.nii.ac.jp/books/> からも検索できます。ご興味のある資料の探索に人権図書室へ来てみませんか。



開館時間：月曜日から金曜日

お 休 み：土曜・日曜・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）

開室時間：10時から16時（12時から13時は閉室）

【閲覧およびレファレンス】担当者が資料検索などをお手伝い致します

【複写サービス】有料サービスとなります

【貸出サービス】賛助会員のみのサービスとなります

電 話：075-231-2600

アクセス：地下鉄烏丸線「四条駅」または阪急京都線「烏丸駅」下車。いずれも22・24号出口から約300m

市バス「四条烏丸」バス停下車



ボランティア人権ガイドのご案内

京都のまちには、名刹、名庭、名跡など数多くの名勝地がありますが、そこには、京都の歴史と文化の創造・発展に寄与した被差別民衆の生活史がおりなされています。さらに、朝鮮半島や中国から渡ってきた人びとが京都文化の構築に大きな役割を果たしました。

当センターでは、このような名勝地などを人権という視点でとらえ巡ることができるよう、ボランティア人権ガイドを派遣しています。

【コース一例】

■洛北コース

〈龍安寺・金閣寺・ツラツ
ティ千本・北野天満宮〉

■洛東コース

〈銀閣寺・水平社石碑・
八坂神社・清水寺・耳塚・
豊国神社〉

■洛中コース

〈千本釈迦堂・相国寺・尹
東柱石碑・護王神社・六
角堂・四条河原の阿国像〉



■洛南コース

〈東寺・柳原銀行資料館・醍醐三宝院・伏見稻荷大社〉
■洛西コース

〈松尾大社・月読社・葛野大堰・天龍寺・広隆寺〉
コースは一例です。その他ご要望に応じます。



【ガイド料金】

2時間以内：2,000円 その後、1時間ごとに
1,000円を加算
ガイド料金は、ガイド終了後、担当ガイドに直接、現金
でお支払いください。

【お問合せ先】

公益財団法人世界人権問題研究センター

TEL：(075) 23112600

FAX：(075) 23112750

e-mail: jinken@khrr.or.jp

世界人権問題研究センター発行の刊行物の紹介



◎定価 1,000円(税込)
～2,000円(+税)

「人権問題研究叢書」

当研究センターが取り組む調査・研究のさらなる活性化とその成果を広く国内外に発信し、人権文化の発展に寄与することを目的に創刊しました。当研究センター研究員が調査・研究活動を通じ、人権問題を科学的に考察し論著したものです。



◎定価
8,200円(+税)

創立10周年記念出版

「散所・声聞師・舞々の研究」

当研究センターでは、1996年から9年間にわたって共同研究として「散所に関する総合的研究」に取り組みましたが、その成果をまとめました。



◎定価
1,800円(+税)

「人権歴史年表」

人権を主題として構成された年表は、ほとんど前例がないなかで人権問題を探求し、新たな人権文化の創造をめざす人々の学習の手引となるように編集しました。



◎定価
1,800円(+税)

「京都人権歴史紀行」

京都に残る人権に関わる場所、事柄、そこで生きた人々の後を訪ね、歴史を振り返るなかで、基本的人権や自由、平等、平和の大切さと、それを実現するためにどれほどたくさんの人々の努力が積み重ねられてきたかを学んでいただけます。



季刊「グローブ」(研究センター通信) 年4回発行

当研究センターの研究活動やその他事業についての報告や予定、研究課題、研究員の紹介、外部からの声などを掲載しています。



◎定価 各号
2,500円(税込)

「研究紀要」の刊行(年1回発行)

「国際的人権保障体制の研究」「同和問題の研究」「定住外国人の人権問題の研究」「女性の人権問題の研究」「人権教育の理論と方法の研究」の5部門での個人研究の成果を公表しています。



◎定価
2,000円(+税)

創立20周年記念出版

「職能民へのまなざし」

前近代社会において、「職人(職能民)」と呼ばれた人々が如何なる位置に置かれ、どのようなまなざしを向けられていたかを共同研究した成果です。



創立20周年記念式典・シンポジウム 講演録

創立20周年の記念講演・シンポジウムを中心としています。



◎定価
1,500円(+税)

「歴史のなかの人権文化」

季刊誌グローブに創刊号以来、上田正昭名誉理事長が連載された歴史随想を全編収録しています。



フィールドから見る女性の身体と習俗

女性の身体に関わる出産や月経をめぐる「穢れ」について、その歴史を振り返り、見過ごされがちであった声をフィールドワークをとおして聴き取った共同研究の成果です。海外の事例もいくつかご紹介しています。

人権問題研究叢書 第16号、17・ブックレット刊行

叢書第16号 2018年3月刊行

問いとしての部落問題研究 — 近現代日本の忌避・排除・包摂

定価 1,500円（税別）

叢書第17号 2018年3月刊行

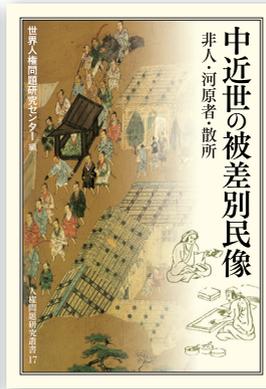
中近世の被差別民像 — 非人・河原者・散所

定価 1,500円（税別）

ブックレット 2018年3月刊行

考えたくなる人権教育キーコンセプト

定価 300円（税込）



◎お問い合わせ、お申込みは下記へ



公益財団法人 世界人権問題研究センター

〒604-8221 京都市中京区錦小路通室町西入天神山町 290 番地 1

TEL 075-231-2600 FAX 075-231-2750

[URL] <http://www.khri.or.jp/> [E-MAIL] jinken@khri.or.jp